

## 4.2 プロジェクト対象課題

上記 3.7 に述べたとおり、ブロン・アハフォ州の森林保全区の 54% が劣化した状態にある。図 3 はについて 2003 年 3 月 14～15 日にスンヤニで実施されたワークショップにおいて挙げられた、対象 5 保全区とその周辺地域の森林劣化の直接原因をまとめたものである<sup>12</sup>。

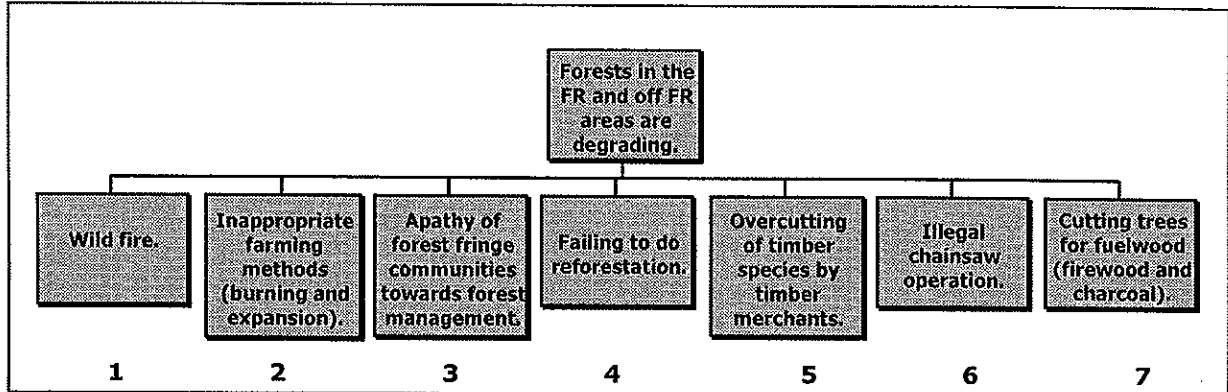


図 3 対象地域における森林劣化の原因

問題分析の詳細については別添 11 に上記の直接原因の遠因まで含めた問題系図を示している。以下に要約する問題分析の結果に基づき、プロジェクトの基本計画が検討された。特に、周辺住民の森林資源管理に関する無関心という問題がプロジェクト設計時の最も重要な焦点とされており、ブロン・アハフォ州における野火の問題も重視されている。また、直接原因ではないが、その遠因にも、森林劣化という問題の解決に向けて理解すべき点が含まれているため、それらの一部も検討に加えている。

### 森林管理に関する周辺地域コミュニティの無関心

この問題は、直接原因の一つであると同時に、多くの問題に共通する深因ともなっている。コミュニティが森林保全に関する政府の対応に協力的でない一つの重要な理由は、彼らが森林資源管理の当事者意識を持っていないことにある。森林保全区の土地はスツールに属し、チーフがスツール構成員を代表してその管理責任を負っているが、木材は国家に属するものとされ、土地の所有者といえども政府の許可なしに木材を伐採することはできない。さらに、共同資源管理のパイロット事業実施地を除き、森林保全区の管理は FSD の役割とされ、周辺地域コミュニティの関与は殆どないのが現状である。保全区管理計画は、地域住民を含む多様な関係者の参画を得て作成されることになっているが、対象地域においては、このような参加型のプロセスが未だ実践されていない。また、周辺地域コミュニティがロイヤルティなど直接的な便益を得ていないこともコミュニティの無関心の一因になっていると考えられる。(前述 3.5 を参照)。

### 野火

ブロン・アハフォ州において、野火は森林劣化の最も重要な原因となっている。1982-83 年の大規模な野火被害以来、毎年野火が発生しており、州内の森林保全区の 60% は野火による何らかの被害を受けている<sup>13</sup>。同州では、2000 年 1 月から 2001 年 4 月までの間に保全区外では 173 件の野火により 3,173ha、保全区内では 14 件の野火により 5,828ha の森林が焼失したと報告されている。これらの野火による経済的損失は 13 億セディに相当する<sup>14</sup>。ブロン・アハフォ州の気候・土壌環境において天然資源回復はさほど困難ではないが、野火が資源回復にとって最大の脅威となっている。野火の発生に

<sup>12</sup> プロジェクト対象地域は JICA の開発調査の対象となった 5 森林保全区、すなわち Tain I, Tain II, Nsemere, Sawsaw 及び Yaya 森林保全区である。

<sup>13</sup> FSD Brong Ahafo Regional Office. *Plantation Plan for Brong Ahafo Region*.

<sup>14</sup> Environmental Conservation Unit and Rural Fire Directorate, 2002. *Annual Report on Incidence of Bushfires in Ghana (January 2000-April 2001)*.

は多様な原因があるが、狩猟と農業がその主要な要因であると考えられている。野火防止及び消火活動のため、周辺地域村落には消防ボランティアが組織され、消防庁による訓練を受けているが、実効性のある野火対策は困難に直面している。法的措置の効果が低いことも森林火災の頻発に影響を及ぼしていると考えられる。

### 森林回復策実施の難しさ

ワークショップでは、森林回復のための対応策を実施するうえでの困難も森林劣化の重要な要因として挙げられた。国家としての大規模な植林プログラムは2002年に開始されたばかりであり、実際の効果に関する総合的な評価を下すには時期尚早であるが、長期的な森林資源回復を達成するためには周辺地域コミュニティに対する適切なインセンティブを供与する仕組み、造林開発のための財政的基盤の確立、森林資源保全及び回復に関する地域住民の知識向上・意識啓発など、多くの課題がある。民間セクターやコミュニティによる森林資源回復を促進する上では、土地利用・制度についても検討が必要である。また、森林面積の増加は重要ではあるが、森林への圧力を軽減し、適切な管理を実施することなく、植林のみを推進しても、森林劣化の問題を解決することができないという点には十分留意する必要がある。

### 間接的要因

問題分析においては、野火や不適切な農業慣行、チェーンソーによる不法伐採など、森林劣化につながる問題の多くが地域住民の社会経済的状況に関連した共通の遠因によるものであることが明らかになった。「周辺地域コミュニティに代替生計手段が不足していること」が、森林劣化につながる最も重要な原因の一つとして指摘されている。この点への対応なくしては、法的規制を強化しても、持続的な森林資源管理を実施することは困難であると考えられる。

「法的取締りが効果的でない」ことは、野火や違法伐採、過剰伐採などの問題の背景に共通して存在する問題である。この点は、違反者が何の罰則も受けずに釈放されることが多く、通報者が摘発された違反者からの報復を恐れるため、森林周辺地域住民が政府の資源管理活動に協力的でないことの原因となっている。

また、従来の、政府主導で住民が関与しない形での森林管理施策の結果、「地域住民の林業委員会および森林サービス局に対する不信感」が存在することも指摘されている。この問題は政府職員にも認識されているが、彼らには普及、特に地域住民との適切なコミュニケーションの技術が不足している。問題分析では、地域住民のみならず、FSD職員の間にも森林資源管理に関する法・制度的知識が不足していることが明らかになったが、このことは、現場レベルでの活動において、誤った、あるいは矛盾する方策が取られることなどにつながり、住民と政府との関係をさらに複雑なものにしている。改良タウンヤ方式による造林事業が導入された地域など一部では政府と住民の関係が改善されつつあるが、政府と住民が共同して森林資源管理を行っていくうえでは、今後更なる関係改善の努力が必要であろう。

## 5. プロジェクトの基本戦略

### 5-1 プロジェクトの活動領域

本プロジェクトは、①森林保全区管理の基礎となる保全区監理計画の参加型策定、②周辺地域村落住民による森林保全区外の森林資源回復、③森林資源に対する圧力を軽減する手段としての代替生計活動の促進、④森林管理にとって脅威となる野火の防止に関する地域住民の参画、の4課題に対応することを目指すものである。また、これらのプロジェクト活動の経験及び既存の取り組みを踏まえ、将来的な参加型森林資源管理の展開につながる政策提言を行うことも重要な課題としている。

### 5-2 プロジェクト戦略

#### (1) 参加型森林資源管理のグッド・プラクティスを統合した実現可能な政策提言

ガーナ国においては、既に様々なドナー・プロジェクトにより、参加型森林管理の試みが進められている。本プロジェクトは、それらに代わる新たな枠組みを提示するものではなく、むしろ既存の試みを分析し、有効と思われる教訓を活用しつつ実地検証を行うことを通じて、森林保全区及び保全区外での森林資源管理の成功事例を提示し、州・中央レベルの森林サービス局の事業実施に役立つ提言をまとめることをその主たる目的とする。

#### (2) 森林サービス局職員の参加型森林資源管理に関する実践的理解の促進及び組織的蓄積

共同森林管理の枠組みは、現在の森林サービス局の政策やプログラムにおいて特に重視されており、中央・地方レベルの職員のこれらの概念に対する理解のレベルは高い。しかし、実際に参加型森林管理を実施した経験は試行的事業のみに限られており、職員の一部には未だ従来の政府主導型の開発意識が見られ、また住民側の行政に対する不信も完全に払拭されてはいない。本プロジェクトは、職員、特に現場レベルの職員の参加型資源管理活動への直接的関与と、それらの経験共有の機会提供を通じて、参加型資源管理の実践経験を組織的に蓄積し、将来的な参加型管理の方向性の強化に資することを狙いとする。

#### (3) 住民の力量強化の過程としての参加の推進

住民参加が適正な森林資源管理のために不可欠であるという考え方は広く認知されており、近年の取り組みにおいては、問題分析や意思決定のプロセスにおける、また実際の管理の担い手としての住民の参加が重要視されている。本プロジェクトでは、住民参加を森林資源管理の有効な手段としてのみならず、自助自立に向けた住民の力量強化の過程と位置づける。特に森林保全区外で実施されるプロジェクト活動に関しては、住民自らがその実施主体としての意識と責任を持って取り組めるようなプロジェクトからの働きかけが極めて重要である。

## 6. プロジェクト・デザイン

以下は暫定 PDM に示されるプロジェクトの基本計画の説明である。ただし、現時点で挙げられている指標は、想定される指標項目のみを示すものであるため、プロジェクト開始後、できる限り早急にプロジェクト関係者間で暫定 PDM の見直しを行い、定量・定性的な具体値を含む適正な指標を設定することが必要である。

### 6-1 プロジェクト対象地域

プロジェクト対象地域は、ブロン・アハフォ州スンヤニ森林郡の 5 パイロット森林保全区（Nsemere、Sawsaw、Tain I、Tain II、Yaya 森林保全区）及びその周辺地域から選定される村落とする。

### 6-2 プロジェクト受益者

プロジェクトの受益者は、上記パイロット森林保全区周辺村落住民、及びブロン・アハフォ州森林サービス局職員とする。

### 6-3 上位目標

「ブロン・アハフォ州の森林資源貯存状況が参加型森林資源管理を通じて改善される。」

本プロジェクトにおける「参加型森林資源管理」とは、特定の新規事業を構築するものではなく、周辺地域住民の参加により、森林保全区及び保全区外での総合的な森林資源管理を行うという一般的な意味であり、この点についてはプロジェクト開始時に、関係者間での共通認識を明確化しておく必要がある。

#### 指標案

- \* 参加型森林管理計画によって管理される森林保全区の数
- \* ブロン・アハフォ州の森林資源状況の改善（森林面積の増加、劣化した森林面積のうち参加型森林資源管理を通じて回復のための取り組みが行われた割合などが考えられる）

### 6-4 プロジェクト目標

「ブロン・アハフォ州の 5 パイロット森林保全区及びその周辺地域において参加型森林資源管理が実施される。」

#### 指標案

- \* 参加型森林資源管理（保全区管理計画策定、保全区外森林資源回復、代替生計活動及び野火防止の全て）に参画した周辺地域村落数
- \* 森林資源管理に対する周辺地域村落の参画の程度
- \* 参加型森林資源管理の郡森林開発計画への組み込み

なお、周辺地域村落の参画の度合を測る指標については、関係者の合意に基づく定性的な指標を予め設定しておくことが必要である。

### 6-5 成果及び活動

成果 1. パイロット 5 森林保全区の参加型森林管理計画が策定され、サンプル地区で実施される。

活動 1-1 パイロット森林保全区森林管理計画策定のためのワークショップを開催する。

活動 1-2 コミュニティの参画を確保するための計画プロセスを支援する。

活動 1-3 パイロット保全区内での試行的実施のためのサンプル地区を選定する。

活動 1-4 サンプル地区の森林管理実施計画策定のためのワークショップを開催する。

活動 1-5 サンプル地区で森林管理計画を実施し、モニタリングを行う。

成果 1 は、既述の通り、プロジェクトの対象となるパイロット保全区に関して、過去に策定された管理計画が現状に合わない面も多くなっており、参加型の計画策定プロセスを経た新たな管理計画の策定が急務となっていることへの対応である。実際の計画策定については既存の実施指針に規定された過程に即して実施するが、同実施指針の改善の可能性をも念頭に作業を進めるものとし、保全区ごとではなく近接し類似の生態系を有する複数の保全区をまとめた森林管理ユニットごとに管理計画を策定する。また、保全区周辺地域の規定は管理計画に含まれるが、この規定により森林利用権が発生することから、対象となる村落についても十分な情報収集に基づく合意が必要である。なお、サンプル地区とは、プロジェクトが管理計画の実施に係る展示的実証を行う、各パイロット保全区内の一部を指すものである。

指標案

\* 策定された管理計画の公的な承認

\* 管理計画策定に参画した周辺地域村落の数

ただし、PDM 案の見直しにあたっては、管理計画策定への参画について、村落のみならず利害関係者の参加状況を指標に含める必要の有無、また、参加数のみならず参加の度合を指標に含める可能性の是非についても協議し、合意の上具体的な指標を設定するものとする。

成果 2. 普及活動を通じてサンプル地区周辺地域村落による保全区外森林資源回復活動が促進される。

活動 2-1 森林サービス局職員を対象とした普及及び参加型アプローチに関する研修を行う。

活動 2-2 保全区外森林資源回復に関する周辺コミュニティのニーズとその方策を調査する。

活動 2-3 周辺コミュニティの小農・公的組織による保全区外森林資源回復活動を支援する。

対象地域では保全区外においても森林資源の劣化が進んでおり、成果 2 はその回復を狙ったものである。住民による資源回復活動を想定していることから、プロジェクト初期に、職員を対象として普及・参加型アプローチについて講義及び実務研修を行い、その後、周辺地域住民とともにニーズや具体的な方策を検討し、実際の森林資源回復活動を支援していくこととする。なお、先住民と移住民との間には生産目的の土地へのアクセスに関する格差が存在することから、活動に先立って、土地制度及びコミュニティとしての森林資源回復に必要な土地確保の可能性等についての詳細調査を実施することが不可欠である。

指標案

\* スンヤニ森林事務所職員の普及・参加型アプローチに関する知識

\* プロジェクト支援により植林された保全区外樹木とその生存率

\* 保全区外での植林に関する住民の意識の変化

成果 3. サンプル地区周辺コミュニティにおいて代替生計活動が推進される。

活動 3-1 周辺コミュニティの代替生計活動に関するニーズを調査する。

活動 3-2 代替生計活動による生産物の市場を検討する。

活動 3-3 選定された代替生計活動の実施に必要な技術・経営技能の研修を、関連機関との連携を通じて実施する。

活動 3-4 周辺コミュニティ住民による代替生計活動の実施を、関連機関と連携して支援する。

森林劣化の原因には、周辺地域住民の経済状況にその根源を持つものが多く、代替生計手段の供与は適正な森林管理のための重要な課題として認識されている。成果 3 は、潜在可能性のある代替生計活動を住民が持続的に実施していけるよう支援するものである。活動実施にあたっては、既に代替生計活動支援を実施している関連機関、特に食糧農業省との連携を構築することが不可欠であり、また、将来的な活動の継続可能性に配慮し、プロジェクトからの支援の規模及び支援方法（例えばリボルビング・スキ

ームなど)については慎重に検討する必要がある。なお、住民の力量強化の観点からも、生計活動の実施のみならず、ニーズ調査、市場の検討、研修計画など全ての活動に住民の主体的な参画を求め、可能な限り彼らのオーナーシップ意識に基づく事業運営を実現していくことが重要である。

#### 指標案

- \* 住民が主体的に開始した代替生計事業数
- \* 代替生計活動が実施されている村落数
- \* 住民の代替生計活動に必要な知識・技能の獲得

ただし、代替生計事業数については、ある一定の基準で成功が認められる、あるいは自立発展性が見込めるものでなければ本成果の指標とはならないため、どのような事業運営に至っていれば成果の達成が判断できるかについて、関係者間で予め合意しておくことが必要となろう。

成果 4. 野火防止に対する周辺コミュニティの参画が強化される。

活動 4-1 既存の取り組みを踏まえ、野火防止に関するプロジェクトの行動計画を策定する。

活動 4-2 関連機関との連携のもとに上記行動計画を実施する。

成果 4 は当該地域での森林劣化の主要な原因である野火対策に関し、意識啓蒙のみならず、具体的な住民参加を意図したものである。既に州レベルで野火防止にむけた様々な取り組みが実施されていることから、これらとの調整のもと、プロジェクトとして取り組む課題をまず整理し、関係機関との連携を構築しつつ活動を企画・実施することとなる。なお、具体的な活動内容は州レベルでの関係者ワークショップ等を通じて決定するが、十分な住民参加を可能とする実施体制を構築することが重要である。

#### 指標案

- \* プロジェクト地域の野火発生件数に対し、住民が発見・対応した件数の割合
- \* 初期消火に関する住民の知識

ただし、これらの指標については、プロジェクト以外の取り組みの成果による貢献も想定できるため、プロジェクト対象地とブロン・アハフォ州のその他の地域での結果を比較する必要がある、事前のベンチマーク・データ収集が不可欠となる。

成果 5. プロジェクト活動に基づき、政府への提言が行われる。

活動 5-1 ブロン・アハフォ州森林サービス局職員への活動共有の機会を設け、意見交換を行う。

活動 5-2 プロジェクト終了時にワークショップを開催し、プロジェクト成果を分析する。

活動 5-3 プロジェクトの経験に基づき、参加型森林資源管理に関する提言を作成する。

成果 5 はプロジェクトの経験を森林サービス局の業務により広範に反映させることを意図したものであり、直接プロジェクト活動に参加するスニヤニ森林事務所の職員以外のブロン・アハフォ州森林サービス局職員に対し、プロジェクト活動の経験を共有化する活動が重要な要素となる。また、プロジェクトの経験に基づく提言をより実行可能なものとするうえで、財務的投入をも含めたプロジェクト活動の経緯を詳細に記録し、一定の活動成果を挙げるために必要な投入量についても分析することが必要である。また、提言の作成にあたっては、カウンターパートが主体的に分析・執筆を分担することが望ましく、予め作業計画に含めておく等の措置を講じることも重要であると思料される。

#### 指標案

- \* 作成された提言の報告書

本成果達成の指標は最終的に取りまとめられた提言そのものであるが、提言作成へのカウンターパートの関与の度合や、スニヤニ森林事務所以外の州森林サービス局職員のプロジェクトに関する知識などにも留意する必要がある。

## 6-6 投入

### 6.6.1 日本側投入

#### (1) 専門家派遣

以下の分野の長期専門家が派遣されるほか、必要に応じて特定された分野の短期専門家が派遣される。なお、長期専門家は二つの技術分野を兼務する可能性もある。

- 1) チーフ・アドバイザー
- 2) プロジェクト調整員
- 3) 森林資源管理計画、参加型森林資源管理、参加型村落開発、普及

#### (2) カウンターパートの研修

技術協力予算の範囲内で、プロジェクト実施計画に基づき、ガーナ側カウンターパートに対する、日本または第三国での研修機会が提供される。

#### (3) 資機材の供与

プロジェクト実施に必要な車両、資機材が供与される。

### 6.6.2 ガーナ側投入

#### (1) プロジェクト・カウンターパートの配置

- 1) プロジェクト・ディレクター(FSD 局長)
- 2) プロジェクト・マネージャー(ブロン・アハフォ州 FSD 局長)
- 3) スンヤニ森林事務所長、現場主任、及びその他 FSD 職員などカウンターパート

#### (2) 土地・施設の提供

アクラの FSD 本部及びブロン・アハフォ州 FSD にプロジェクト執務室が提供される。

#### (3) 運営管理費

プロジェクトの運営管理費はガーナ政府の財政措置により手当てされる。

## 6-7 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

本プロジェクト実施のためには2つの前提条件が必要となる。第1の条件は、十分な数のスタッフ配置である。また、第2の条件は、組織的な変更がプロジェクト実施に影響を及ぼさないことであり、林業委員会の組織改正が進行中であること、特に、2005年までに財政的にも独立した組織となることが予定されていることから、組織改正の過程を慎重にモニターすることが重要である。また、植林開発を担当する新ユニットの実際の設置にあたって、森林サービス局との責任分担および調整が予定されているところ、必要に応じてプロジェクト実施体制の見直しも検討することとなる。

### (2) 外部条件

プロジェクト実施に関するリスクはPDMの「外部条件」の項に示される通りである。これらはプロジェクトがその成功のために要する条件であるが、プロジェクトのコントロール外に存在する要因であり、PDM上は肯定的な表現で記述されている。

成果の達成に関する外部条件は、地方政府機関および伝統行政からのプロジェクト活動に関する理解と支持がプロジェクト実施の全期間を通じて得られることである。本プロジェクトは参加型アプローチを採用しており、その実施過程には必然的に周辺地域村落住民および地方公務員を含む様々な利害関係

者が関与するため、地元住民や行政関係者を招いたワークショップを実施し、活動の詳細内容を決定することとしている。しかしながら、それらの取り組みを講じたとしても、プロジェクトが活動実施に必要な理解と支持を十分に獲得できるという保証はなく、プロジェクト実施期間を通じて、外部条件として注視していくことが必要であると考えられる。

プロジェクト目標達成に関する外部条件としては、森林資源の違法利用に対する継続的な対応措置が挙げられる。プロジェクト活動は野火防止を含む総合的な森林資源管理を目指すものであるが、チェーンソーによる違法伐採などへの対応はプロジェクトのコントロール外であり、これらの違法行為は森林資源管理の努力にとって致命的な問題であることから、この問題は外部条件として扱われることとなる。

上位目標達成のための外部条件として注意を払うべき要因は2点存在する。第1は、プロジェクトが導入した取り組みが、ブロン・アハフォ州の他の森林保全区に拡大することである。プロジェクト対象地域は5パイロット森林保全区およびそれらの周辺地域に限定されているので、他の森林保全区への同様の努力を広げるうえで、政治的・制度的な障壁がないかどうかについては慎重にモニターする必要がある。また、第2の条件は自然災害の発生であり、重大な自然災害がブロン・アハフォ州の森林資源に被害を与えない場合のみ、上位目標の達成が可能であると考えられる。



## 7. プロジェクト実施体制

本プロジェクトの実施体制は別添6に示すとおりである。実施体制は、中央レベルと地方レベルに分かれることが想定されている。中央レベルでは、森林サービス局本部が全体的な組織的責任を負い、森林サービス局局长が、プロジェクト実施・管理の監督を担当する。一方、地方レベルでは、ブロン・アハフォ州森林サービス局局长がプロジェクト・マネージャーとして、プロジェクト活動の実施に責任を負うこととなる。

パイロット5保全区を所轄するスニヤニ森林事務所は実施の中核ユニットとなり、直接周辺地域村落住民および他の関連機関とともにプロジェクト活動の実施に携わる。ブロン・アハフォ州森林サービス局は、スニヤニ森林事務所とともに詳細な活動計画を策定し、プロジェクトの実施管理およびブロン・アハフォ州の他の森林事務所職員に対する情報の共有化に向けた役割を担うこととなる。

チーフ・アドバイザーは中央及び地方のレベルでのプロジェクトの進捗をモニターしつつ、プロジェクト関係者に対する適切な助言を行う。また、各専門分野の専門家は担当分野のカウンターパートに対する指導・助言を行い、彼らによるプロジェクト活動実施の過程を支援する。

プロジェクトに関する最終的な意思決定は、別添8に示されたメンバーから構成される合同調整委員会によって行われる。合同調整委員会は年間実施計画を策定するため、少なくとも年に二回の会合を持ち、プロジェクト実施の過程のモニタリング・評価を行い、問題と対応策を検討するものとする。

中央と地方に分散したこの実施体制において、コミュニケーションの円滑化を図り、プロジェクト実施に関与する関係機関の効果的な連携を図るため、地方レベルに運営委員会を設置する可能性も検討に値しよう。運営委員会は活動実施レベルの関係者から構成され、合同調整委員会では議論されないような、フィールド・レベルでの実施上の問題を議論するために定期的開催されるものである。

## 8. プロジェクトの実施妥当性

### 8-1 妥当性

急激な森林の劣化・減少に直面する多くの開発途上国と同様、ガーナにおいても参加型森林管理は、地域住民の生計を確保しながら持続可能な形で森林を守る有効な手段と認識され、導入・展開を進める必要性が極めて高い。

1994年の野生生物・森林政策、1996年の森林開発マスタープラン双方において、住民参加型森林管理を推進することは、天然資源及び環境保全に関わる重要な要素として認識されている。また、1997年から、天然資源・環境保全の包括的な取り組みとして実施されてきた「天然資源保全計画（NRMP）」でもこれらの方向性は明記されており、現在検討されている第二次フェーズ（2004～）計画においても、国家貧困削減戦略に沿った取り組みが示されている。以上のことから、本件はガーナ政府の基本的な政策に合致したものであると判断される。

一方、環境保全及び参加型開発は日本の政府開発援助大綱の基本理念にも挙げられている重点分野であり、森林資源は公共財であることから本件は公共事業分野への支援として適しており、日本の協力プロジェクトとして妥当である。また JICA ガーナ事務所は国別事業実施計画の中で、1. 地方・農村部の活性化、2. ポテンシャルを生かした産業育成、3. 行政能力の向上を重点項目に挙げ、本案件を項目2の下に位置づけている。さらに、実質的にはその他の2項目とも強く関連していることから、ガーナにおける JICA の事業実施計画に合致するものである。

更に、本件は、過去に実施された開発調査、個別専門家派遣による協力をさらに継承発展させるものであると同時に、基礎調査において実施された、関連機関及び地元コミュニティの参加によるワークショップの結果を踏まえて形成されたものであり、プロジェクト参加者及び受益者のニーズに合致したものであるといえる。

### 8-2 有効性

本案件は、森林サービス局が直接的に管理する森林保全区内と、地域住民の生活の場でありかつ森林資源の供給の場である村落地域を合わせ、地域の森林資源の総合的管理を目指す。また、森林資源の適切な管理に欠かせない地域住民の生活基盤を強化する活動を加えることで、適切な森林資源管理を支援する。更に、森林劣化の最重要要因とみなされている森林火災の対策を活動の柱の一つとした。これらの活動を総合的に住民主体で実施することは、地域の森林資源管理に有効かつ適切である。なお、森林資源管理におけるもうひとつの大きな課題である違法伐採等の取り締まりに関しては、本案件で取り扱わないため外部条件となるが、ガーナ政府がその撲滅を強く打ち出していることから、目標達成の阻害要因になる可能性は低い。

### 8-3 効率性

参加型森林管理に関する様々な事業がプロジェクト対象地域を始めガーナ各地で既に実施中である。本案件は開始当初にこれらの情報を収集し、経験をプロジェクト活動に反映させることにより、事業のオーバーラップを避ける。また、他の事業と協力関係を築きながら効率的な活動の実施を期する。特に普及事業における食糧農業省や州政府との協力はこれまでの経験を活用できるため、効率を高めることが期待できる。また、大規模な機材を導入せず、少ない投入で活動を実施することから、対費用的な事業効率は高い。

### 8-4 インパクト

技術移転はカウンターパートの中心的存在になるブロン・アハフォ州事務所、スンヤニ郡事務所スタッフのみならず、研修等を通してブロン・アハフォ州他郡の森林事務所スタッフにまで及ぶように設計されており、プロジェクト活動の他地域への波及が想定される。また、住民主体の適切な森林資源管理

が行われれば一定の森林状況の回復が予想できることから、上位目標の達成の見込みは大きい。更に中央政府への政策提言を活動のひとつとしていることから、プロジェクト成果の森林行政全体への反映が期待できる。

参加型保全区管理計画策定、保全区外森林資源回復、代替生計活動のいずれも、中長期的な住民への裨益を可能にするものであり、またこれらの具体的な活動内容が参加型計画プロセスを経て決定されることから、地域のニーズに合致した活動が実施され、長期的には望ましいインパクトをもたらすと考えられる。

なお、本プロジェクトは住民の森林資源管理への参画を通じた環境保全そのものを狙いとしており、環境、住民への裨益のいずれにおいても負のインパクトは想定されていない。ただし、既述の通り、保全区外での活動に際しては、土地所有・小作制度についての十分な留意が必要である。

#### 8-5 自立発展性

プロジェクトで実施される活動はすべて森林サービス局が重視している政策方針に沿ったものであり、一部は既に他のドナー資金や自己財源により試行が始められている。本プロジェクトは新しい手法の導入を意図するのではなく、それら既存の取り組みとの連携を保ちつつ、更なる改善を行い、より普遍的な実施のための提言を導くことが計画されており、本協力事業終了後の自立発展性についても一定の期待が持てると思われる。

林業委員会森林サービス局は前身の森林局から数えると100年近い歴史を持ち、基礎的組織力は強い。またこれまで JICA の開発調査のみならず、DFID や GTZ のプロジェクトの実施機関として国際協力プロジェクトの実施経験があり、本件を円滑に実行する能力は、十分に有すると判断される。

住民参加型森林資源保全は森林サービス局の現在の基本的な課題の一つであり、プロジェクト終了後も、基本的な保全活動を継続するに足る予算は確保できる見込みであるが、2005年以降林業委員会(FC)の財政的自立が予定されているところ、今後のフォローが必要である。また機材等の投入を抑えて活動を実施することも、事業の自立発展性を高めるために配慮すべき事項である。

プロジェクト対象地域では、これまでも、住民参加型の森林管理に向けた多様な取り組みが実施され、住民の組織化や、野火防止に関する啓蒙普及活動などが行われて、一定の成果をあげており、本件のアプローチが関連機関及び対象コミュニティに受け入れられる素地は十分にあると判断される。また、プロジェクトでは、実施の全期間を通じて住民及び関係者の参画を重視し、オーナーシップ意識の涵養に努めることが強調されており、協力終了後の活動の継続可能性についても期待が持てると思われる。

## 10. 別添一覧

別添 1: 暫定プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM)

別添 2: 暫定活動計画(PO)

別添 3: 長期専門家 TOR

別添 4: カウンターパート TOR

別添 5: 機材リスト

別添 6: プロジェクト実施体制

別添 7: カウンターパート機関に関する補足情報

図 7-1: 林業委員会組織図

図 7-2: 森林サービス局(FSD)組織図

図 7-3: ブロン・アハフォ州森林サービス局及びスンヤニ森林事務所組織図

図 7-4: 新設予定の造林開発担当部局組織図

図 7-5: 資源管理支援センター組織図

図 7-6: ブロン・アハフォ州議会組織図

別添 8: 合同調整委員会

別添 9: 参考表

表 9-1: ガーナの森林政策・森林関連法規の変遷

表 9-2: 森林・野生生物政策の目的

表 9-3: 森林政策改革に係る最近の動き

別添 10: 地図

Map 10-1: ガーナの森林保全区所在一覧

Map 10-2: ブロン・アハフォ州内森林保全区一覧

別添 11: ワークショップ結果

## 別添資料

別添1: 暫定プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)

要約	指標	指標の入手手段	外部条件
<p><u>上位目標</u> ブロン・アハフォ州の森林資源貯存状況が参加型森林資源管理を通じて改善される。</p>	<p>1. 参加型森林管理計画によって管理される森林保全区の数 2. ブロン・アハフォ州の森林資源状況の改善</p>	<p>政策文書 州 FSD データ</p>	<p>* 政府が参加型森林資源管理を森林開発政策において継続的に推進する。</p>
<p><u>プロジェクト目標</u> ブロン・アハフォ州の 5 パイロット森林保全区及びその周辺地域において参加型森林資源管理が実施される。</p>	<p>1. 参加型森林資源管理に参画した周辺地域村落数 2. 森林資源管理に対する周辺地域村落の参画の程度 3. 参加型森林資源管理の郡森林開発計画への組み込み</p>	<p>FSD 郡森林事務所データ プロジェクト記録 関連開発計画</p>	<p>* プロジェクトが導入した取り組みが、ブロン・アハフォ州の他の森林保全区に拡大する * 重大な自然災害がブロン・アハフォ州の森林資源に被害を与えない</p>
<p><u>成果</u> 1. パイロット 5 森林保全区の参加型森林管理計画が策定され、サンプル地区で実施される。 2. 普及活動を通じてサンプル地区周辺地域村落による保全区外森林資源回復活動が促進される。 3. サンプル地区周辺コミュニティにおいて代替生計活動が推進される。 4. 野火防止に対する周辺コミュニティの参画が強化される。 5. プロジェクト活動に基づき、政府への提言が行われる。</p>	<p>1-1. 策定された管理計画の公的な承認 1-2. 管理計画策定に参画した周辺地域村落の数 2-1. スンヤニ森林事務所職員の普及・参加型アプローチに関する知識 2-2. プロジェクト支援により植林された保全区外樹木とその生存率 2-3. 保全区外での植林に関する住民の意識の変化 3-1. 住民が主体的に開始した代替生計事業数 3-2. 代替生計活動が実施されている村落数 3-3. 住民の代替生計活動に必要な知識・技能の獲得 4-1. プロジェクト地域の野火発生件数に対し、住民が発見・対応した件数の割合 4-2. 初期消火に関する住民の知識 * 5-1. 作成された提言の報告書</p>	<p>政策文書 プロジェクト記録 事前・事後調査 プロジェクト記録 ベンチマーク及び影響分析調査/ プロジェクト記録 プロジェクト記録 事前・事後調査 プロジェクト記録及び関連機関データ 事前・事後調査 プロジェクト記録</p>	<p>* 森林資源の違法利用に対する継続的な対応措置が適切にとられる。</p>

<p><b>活動</b></p> <p>1-1. パイロット森林保全区森林管理計画策定のためのワークショップを開催する。</p> <p>1-2. コミュニティの参画を確保するための計画プロセスを支援する。</p> <p>1-3. パイロット保全区内での試行的実施のためのサンプル地区を選定する。</p> <p>1-4. サンプル地区の森林管理実施計画策定のためのワークショップを開催する。</p> <p>1-5. サンプル地区で森林管理計画を実施し、モニタリングを行う。</p> <p>2-1. 森林サービス局職員を対象とした普及及び参加型アプローチに関する研修を行う。</p> <p>2-2. 保全区外森林資源回復に関する周辺コミュニティのニーズとその方策を調査する。</p> <p>2-3. 周辺コミュニティの小農・公的組織による保全区外森林資源回復活動を支援する。</p> <p>3-1. 周辺コミュニティの代替生計活動に関するニーズを調査する。</p> <p>3-2. 代替生計活動による生産物の市場を検討する。</p> <p>3-3. 選定された代替生計活動の実施に必要な技術・経営技能の研修を、関連機関との連携を通じて実施する。</p> <p>3-4. 周辺コミュニティ住民による代替生計活動の実施を、関連機関と連携して支援する。</p> <p>4-1. 既存の取り組みを踏まえ、野火防止に関するプロジェクトの行動計画を策定する。</p> <p>4-2. 関連機関との連携のもとに上記行動計画を実施する。</p> <p>5-1. ブロン・アハフォ州森林サービス局職員への活動共有の機会を設け、意見交換を行う。</p> <p>5-2. プロジェクト終了時にワークショップを開催し、プロジェクト成果を分析する。</p> <p>5-3. プロジェクトの経験に基づき、参加型森林資源管理に関する提言を作成する。</p>	<p><b>投入</b></p> <p>ガーナ側投入</p> <p>1. カウンターパート 2. プロジェクト執務室 3. 運営管理費</p> <p>日本側投入</p> <p>1. 専門家 2. 資機材 3. 日本及び第三国でのカウンターパート研修</p>	<p>* プロジェクト実施に必要な、地方自治体や伝統行政からの支援と理解が得られる。</p> <p><b>前提条件</b></p> <p>* 十分な数の人員がプロジェクト活動に配置される。</p> <p>* プロジェクトの活動に影響をもたらすような大きな組織的変更が関係機関に生じない。</p>
---	--	---

別添2: 暫定活動計画 (Plan of Operations)

活動	期待される成果	2004					2005					2006					2007					2008					実施責任者	担当者	資機材	備考
		7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4					
0-1. 現在のガーナ政府及びその他の機関による取り組みを調査する。																								BARO, SDO, FSD-CO	C/P, JE					
0-2. 暫定PDMを見直し、具体的な指標を設定する。																								JCC	C/P, JE					
0-3. 年間活動計画を策定する																								JCC	C/P, JE					
0-4. 年間活動計画を評価する																								JCC	C/P, JE					
1-1. パイロット森林保全区森林管理計画策定のためのワークショップを開催する。																														
a. コミュニティレベルでのワークショップを開催し森林管理のための組織化を行う。																								SDO	C/P, JE					
b. 森林保全区レベルでのワークショップを開催する																								BARO	C/P, JE					
1-2. コミュニティの参画を確保するための計画プロセスを支援する。																														
a. リモートセンシング及びGISによる森林資源のアセスメントを行う。																								SDO, RMSC	C/P, staff of RMSC, JE					
b. 保全区計画策定チームを組織する。																								BARO	C/P, JE					
c. 森林管理戦略計画の草案を作成する																								BARO	保全区計画策定チーム					
d. 州レベルで上記戦略計画の最終案を作成する。																								BARO	保全区計画策定チーム					
e. 中央レベルで上記戦略計画を承認する。																								FSD-CO	C/P					
f. 戦略計画実施状況をモニターする。																								SDO, BARO	C/P, JE					
1-3. パイロット保全区内での試行的実施のためのサンプル地区を選定する。																														
a. サンプル地区の暫定的な選定を行う。																								SDO	C/P, JE					
b. サンプル地区を確定する。																								SDO, BARO	C/P, JE					
1-4. サンプル地区の森林管理実施計画策定のためのワークショップを開催する。																														
a. サンプル地区の管理実施暫定計画を策定する。																								SDO	C/P, JE					
b. コミュニティレベルでのワークショップを開催する。																								SDO	C/P, JE					
c. 保全区レベルでのワークショップを開催し、暫定実施計画を取りまとめる。																								SDO, BARO	C/P, JE					
d. 暫定計画の改訂及び実施計画の一部として正式に承認する。																								SDO, BARO	C/P					
e. 実施計画のモニタリングと修正を行う。																								SDO, BARO	C/P, JE					
1-5. サンプル地区で森林管理計画を実施し、モニタリングを行う。																														
a. 暫定計画に基づき森林管理活動を実施する。																								SDO	C/P, JE					
b. 実施計画に基づき森林管理活動を実施する。																								SDO	C/P, JE					
c. 実施プロセスのモニタリングを行う。																								SDO	C/P, JE		最終時点のモニタリングには実施プロセス全体の評価を含む。			



別添2: 暫定活動計画(Plan of Operations)

活動	期待される成果	2004				2005				2006				2007				2008				実施責任者	担当者	資機材	備考
		7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4				
2-1. 森林サービス局職員を対象とした普及及び参加型アプローチに関する研修を行う。																									
a. プロジェクト活動に関して適切な研修テーマと受講者を選定する。																									
b. 研修を実施する。																									
c. プロジェクト活動を通じた実地研修の評価システムを構築する。																									
d. 実地研修としての成果をモニター・評価する。																									
2-2. 保全区外森林資源回復に関する周辺コミュニティのニーズとその方策を調査する。	普及活動を通じてサンプル地区周辺地域村落による保全区外森林資源回復活動が促進される。																								
a. 土地制度・土地利用に関する調査を実施する。																									
b. 保全区外での森林資源管理・回復に関するニーズ調査を行う。																									
2-3. 周辺コミュニティの小農・公的組織による保全区外森林資源回復活動を支援する。																									
a. コミュニティで実施される活動についてコミュニティとの契約を交わす。																									
b. 森林資源回復のための活動(内容については調査及びワークショップを通じて決定する)を行う。																									
c. 残存する森林資源保全のための活動(内容については調査及びワークショップを通じて決定する)を行う。																									
d. 実施プロセスのモニタリング・評価を行う。																									
3-1. 周辺コミュニティの代替生計活動に関するニーズを調査する。																									
a. 周辺地域村落に関する基本的な情報を収集する。																									
b. 代替生計活動を実施する村落の選定基準を決める。																									
c. コミュニティレベルのワークショップを開催し、代替生計活動に関するニーズを把握する。																									
d. コミュニティに導入される生計活動を選定する。																									
3-2. 代替生計活動による生産物の市場を検討する。																									
a. 選定された代替生計手段に関して村落住民とともに市場調査を行う。																									
b. 村落住民とともに市場調査の結果を分析する。																									
3-3. 選定された代替生計活動の実施に必要な技術・経営技能の研修を、関連機関との連携を通じて実施する。																									
a. 選定された生計活動の実施に必要な技術に関する研修計画を策定する。																									
b. コミュニティレベルで研修を実施する。																									
3-4. 周辺コミュニティ住民による代替生計活動の実施を、関連機関と連携して支援する。	サンプル地区周辺コミュニティにおいて代替生計活動が推進される。																								
a. コミュニティ関係者との協議を通じて生計活動実施の支援スキームを検討する。																									
b. コミュニティが生計活動実施計画を策定する。																									
c. 代替生計活動のコミュニティによる実施をモニターする。																									

別添2: 暫定活動計画 (Plan of Operations)

活動	期待される成果	2004				2005				2006				2007				2008				実施責任者	担当者	資機材	備考
		7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4				
4-1. 既存の取り組みを踏まえ、野火防止に関するプロジェクトの行動計画を策定する。	野火防止に対する周辺コミュニティの参画が強化される。																								
a. 関係機関により実施されている野火防止の取り組みの全容を把握する。																									
b. 実務者ワークショップを開催し、関連機関とともに野火防止に向けての将来的な課題を整理する。																									
c. 野火防止に向けたプロジェクトとしての行動計画を作成・修正する。																									
4-2. 関連機関との連携のもとに上記行動計画を実施する。																									
a. 上記行動計画の各活動について実施組織・協力機関を特定する。																									
b. 詳細な活動計画を作成する。																									
c. 野火防止に向けた活動を実施し、モニタリングを行う。																									
5-1. ブロン・アハフォ州森林サービス局職員への活動共有の機会を設け、意見交換を行う。	プロジェクト活動に基づき、政府への提言が行われる。																								
a. 州内の他の森林事務所職員をオブザーバーとして計画づくりの会合に招く。																									
b. 他の森林事務所の職員に対するプロジェクト活動視察のプログラムを企画・実施する。																									
5-2. プロジェクト終了時にワークショップを開催し、プロジェクト成果を分析する。																									
a. ワークショップの企画・準備を行う。																									
b. ワークショップを開催し、プロジェクトの経験を共有化するとともに他の森林事務所職員からのフィードバックを得る。																									
5-3. プロジェクトの経験に基づき、参加型森林資源管理に関する提言を作成する。																									
a. 財政的投入も含むプロジェクト実施の詳細を記録する。																									
b. プロジェクト実施に関する記録、データ及び文書の全体レビューを行う。																									
c. カウンターパートで分担して、プロジェクト経験に基づく提言の草案を作成する。																									
d. 上記(2)から得られたフィードバックも踏まえ、提言の最終案を取りまとめる。																									

実施責任者略語: BARO: ブロン・アハフォ州森林サービス局, SDO: スンヤニ森林事務所, FSD-CO: 森林サービス局本部, RMSC: 資源管理支援センター  
 担当者略語: C/P: カウンターパート, JE: 日本人専門家, Com-Rep: コミュニティ代表者, Staff-RI: 関係機関職員, Rep-RI: 関係機関代表者

## 別添3: 長期専門家TOR

### チーフ・アドバイザー／森林資源管理計画

#### 1. 配属機関:

土地林業省 林業委員会 森林サービス局

#### 2. 資格要件

2.1 専門分野: 林業

2.2 学歴: 学士

2.3 実務経験: 10年以上

2.4 語学能力: 英語での十分なコミュニケーション能力を要する。

#### 3. 業務内容

##### 3.1 任地:

ブロン・アハフォ州森林サービス局(スンヤニ)、及び森林サービス局本部(アクラ)

##### 3.2 任期: 5年間

##### 3.3 活動内容

専門家は以下の活動を行う。

- 1) プロジェクトの適切な管理に関する指導助言
- 2) 日本人専門家活動の全体管理

専門家はまた、カウンターパートにより実施される以下の活動を支援する。

- 1) パイロット5森林保全区の管理計画策定のためのワークショップの開催
- 2) コミュニティの参画を確保するための計画プロセスの支援
- 3) ブロン・アハフォ州森林サービス局職員への活動共有・意見交換
- 4) プロジェクト終了時におけるプロジェクト成果分析のためのワークショップの開催
- 5) プロジェクトの経験に基づく、参加型森林資源管理に関する提言の作成

### 業務調整／参加型森林資源管理

#### 1. 配属機関:

土地林業省 林業委員会 森林サービス局

#### 2. 資格要件

2.1 専門分野: 林業

2.2 学歴: 学士

2.3 実務経験: 5年以上

2.4 語学能力: 英語での十分なコミュニケーション能力を要する。

#### 3. 業務内容

##### 3.1 任地:

ブロン・アハフォ州森林サービス局 (スンヤニ)

### 3.2 任期: 5年間

### 3.3 活動内容

専門家は以下の活動を行う。

- 1) 日本側プロジェクト予算の管理
- 2) 日本側により供与される資機材の調達及び管理
- 3) その他ガーナ側との調整とプロジェクトの円滑な実施に必要な日常業務

専門家はまた、カウンターパートにより実施される以下の活動を支援する。

- 1) パイロット保全区内での試行的実施のためのサンプル地区の選定
- 2) サンプル地区の森林管理実施計画策定のためのワークショップの開催
- 3) サンプル地区での森林管理計画の実施及びモニタリング
- 4) 森林サービス局職員を対象とした普及及び参加型アプローチに関する研修を行う。
- 5) 保全区外森林資源回復に関する周辺コミュニティのニーズとその方策を調査する。
- 6) 周辺コミュニティの小農・公的組織による保全区外森林資源回復活動に対する支援

## 参加型村落開発／普及

### 1. 配属機関:

土地林業省 林業委員会 森林サービス局

### 2. 資格要件

- 2.1 専門分野: 林業
- 2.2 学歴: 学士
- 2.3 実務経験: 5年以上
- 2.4 語学能力: 英語での十分なコミュニケーション能力を要する。

### 3. 業務内容

#### 3.1 任地:

ブロン・アハフォ州森林サービス局 (スンヤニ)

#### 3.2 任期: 5年間

#### 3.3 活動内容

専門家は関連機関及びカウンターパートにより実施される以下の活動を支援する。

- 1) 周辺コミュニティの代替生計活動に関するニーズ調査
- 2) 代替生計活動による生産物の市場の検討
- 3) 関連機関との連携を通じた代替生計活動の実施に必要な技術・経営技能の研修実施
- 4) 関連機関と連携した、周辺コミュニティ住民による代替生計活動実施への支援
- 5) 既存の取り組みを踏まえた野火防止に関するプロジェクトの行動計画の策定
- 6) 関連機関との連携を通じた上記行動計画の実施

## 別添4: カウンターパートの TOR

### プロジェクト・ディレクター

職位: 森林サービス局局长

所属: 森林サービス局本部(アクラ)

業務: 日本人チーフ・アドバイザーとともにプロジェクト全体の進捗を監督する。

### プロジェクト・マネージャー

職位: ブロン・アハフォ州森林サービス局

所属: ブロン・アハフォ州森林サービス局 (スンヤニ)

業務: 日本人チーフ・アドバイザーとともにプロジェクトの実施管理を行う。

### その他の主要なカウンターパート

#### 森林サービス局スンヤニ森林事務所長

所属: 森林サービス局スンヤニ森林事務所(スンヤニ)

業務: パイロット5森林保全区及び周辺地域でのプロジェクト活動の実施管理

#### 森林サービス局スンヤニ森林事務所現場主任

所属: 森林サービス局スンヤニ森林事務所(スンヤニ)

業務: パイロット5森林保全区及び周辺地域でのプロジェクト活動の実施

#### 資源管理支援センター (RMSC)

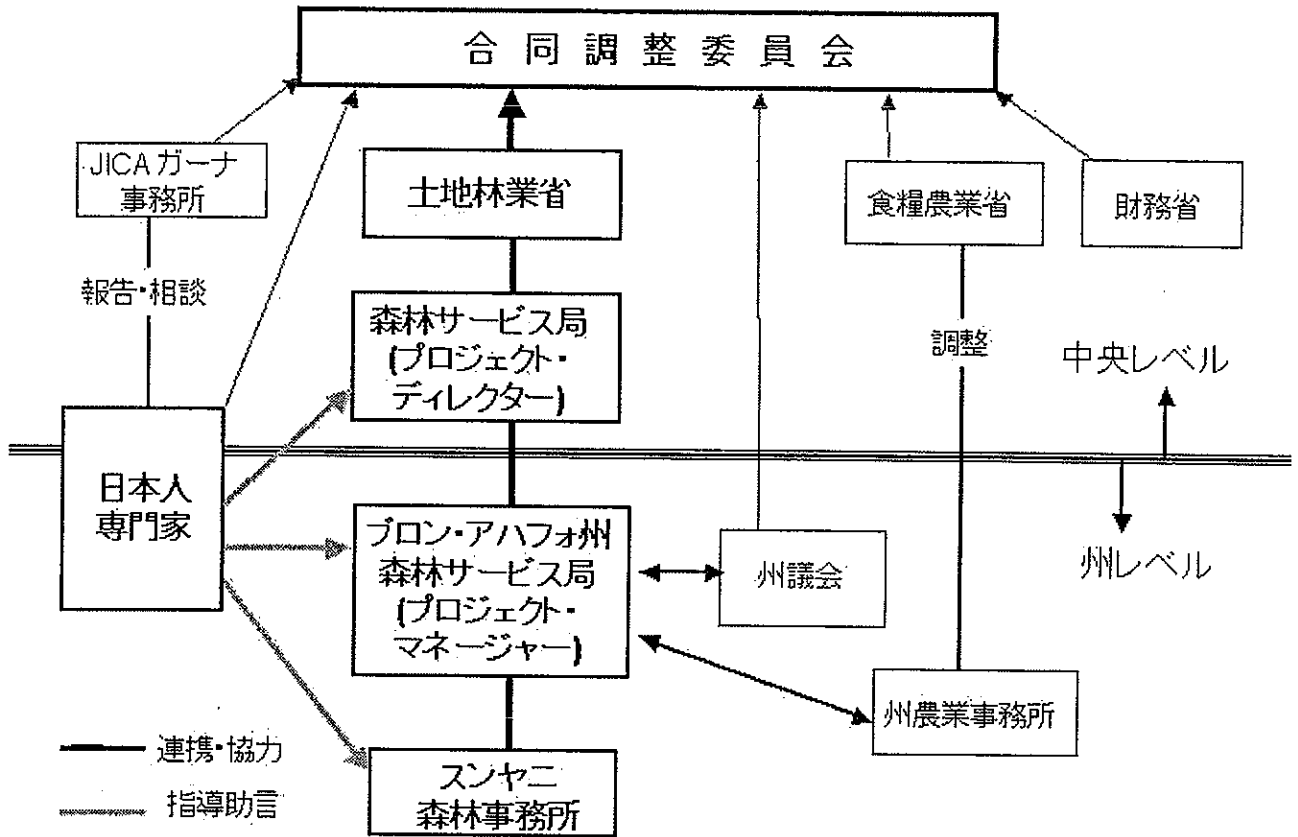
所属: 資源管理支援センター (クマシ)

業務: 5森林保全区の森林資源管理計画の策定に関する技術的支援

## 別添 5: 供与機材リスト

1. プロジェクト活動に必要な資機材
2. 車両
3. その他協議に基づき必要と認められた資機材及びスペアパーツ

別添 6: プロジェクト実施体制(案)



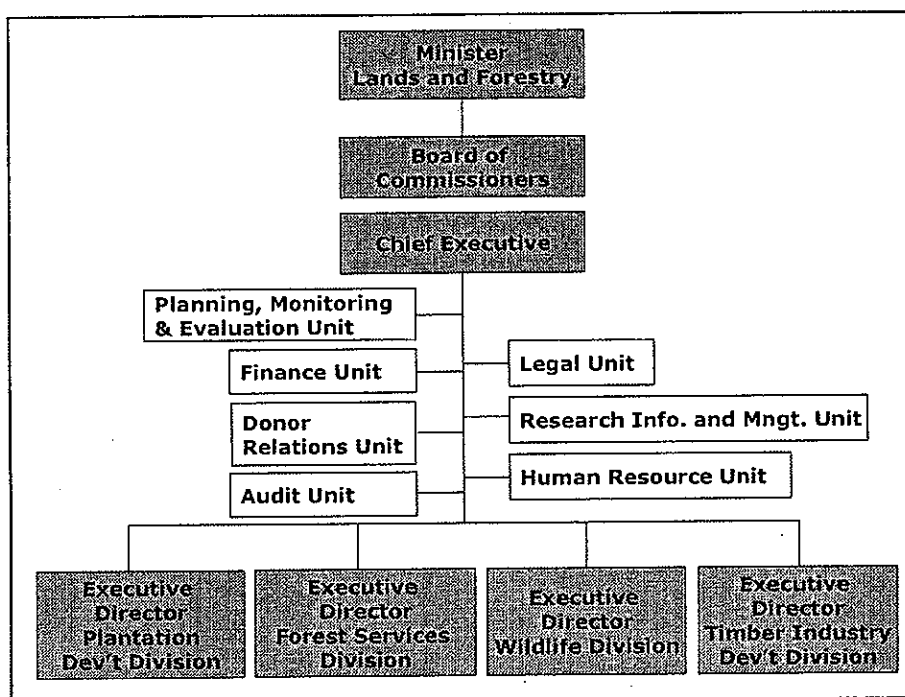
(ガーナ側との協議により決定するものとする)

## Annex 7: カウンターパート機関に関する補足情報

### 1. 林業委員会

ガーナの森林行政は土地林業省 (Ministry of Lands and Forestry : MLF) と、その実施機関である森林委員会 (Forestry Commission : FC) が担っている。FC は森林と野生生物資源の利用を規制し、これらの資源を保全・管理し、関連政策を調整する責任を有する。現在 FC は木材産業開発局 (Timber Industry Development Division)、野生生物局 (Wildlife Division)、森林サービス局 (Forest Services Division) の3部局をその傘下においている。なお、2003年4月に、造林開発に携わる新たな部局の新設が決定している (詳細については下記3及び図7-4参照)。FCの年間予算は、2003年は2170億セディ、2004年は2700億セディである。

図7-1 林業委員会組織図



出所： 林業委員会 2001. *The Service Charter of the New Forestry Commission*.  
2003年3月から4月に派遣された基礎調査によって得られた情報に基づき、一部変更を加えた。

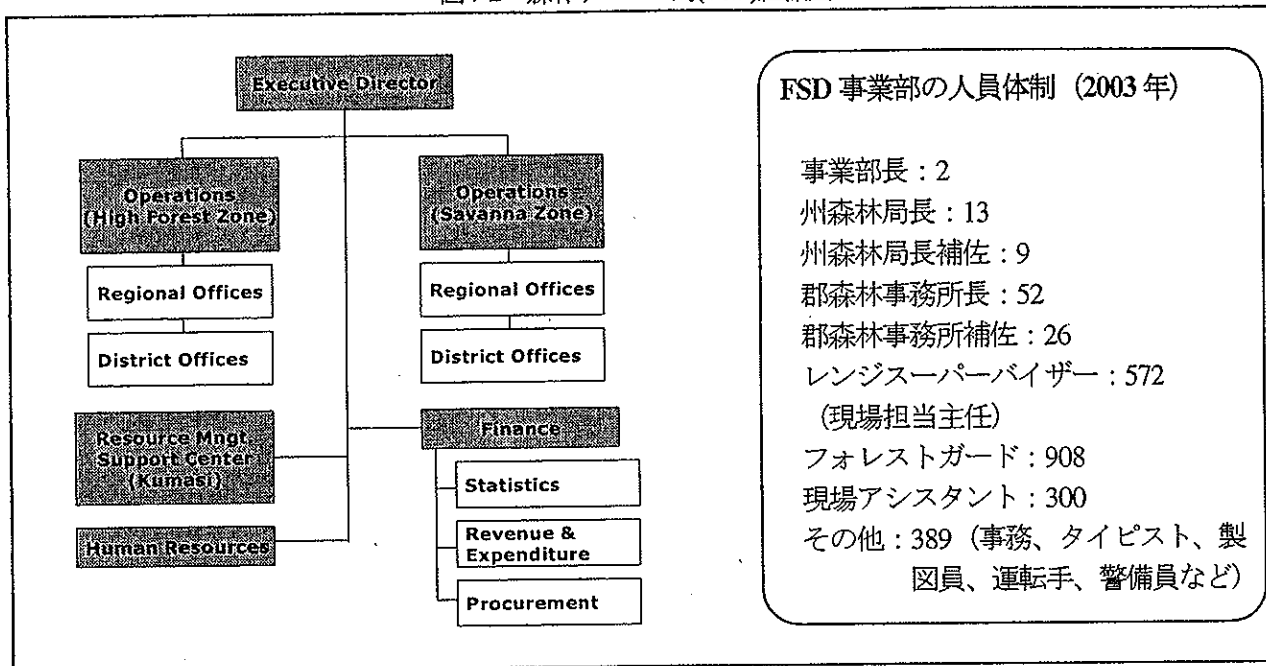
### 2. 森林サービス局

森林サービス局 (FSD) は効率的な森林行政の実現ならびに財政的自立を目指して設立された FC 傘下の組織である。FSD の役割は、森林保護区の保護・管理・開発、森林資源のモニタリング、森林政策に係る助言、及び森林資源収穫の規制である。

森林サービス局の2003年の年間予算は630億セディであり、そのうちおよそ3分の一(214億セディ)が実際に支出された。2004年の予算は1200億セディまで増加している。なお、2003年のブロン・アハフォ州森林サービス局における支出は21億セディであった。

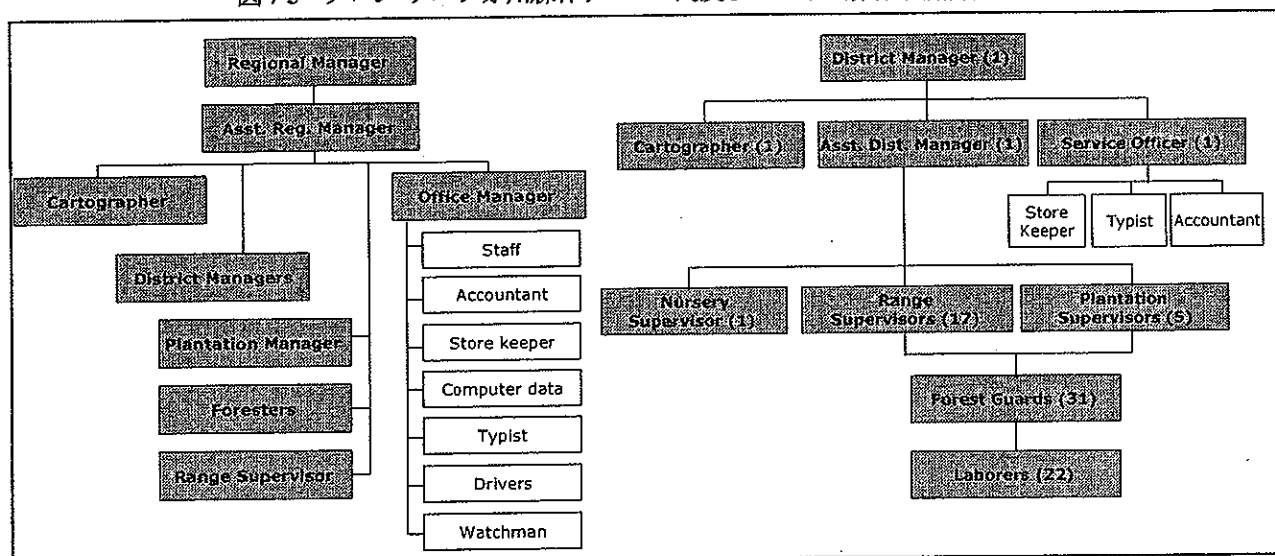


図 7-2 森林サービス局(FSD)組織図



出所：FSD 提供資料（2003）に基づき作成。

図 7-3 ブロン・アハフォ州森林サービス局及びスニヤニ森林事務所組織図



出所：ブロン・アハフォ州森林サービス局及びスニヤニ森林事務所提供資料(2003)に基づき作成。

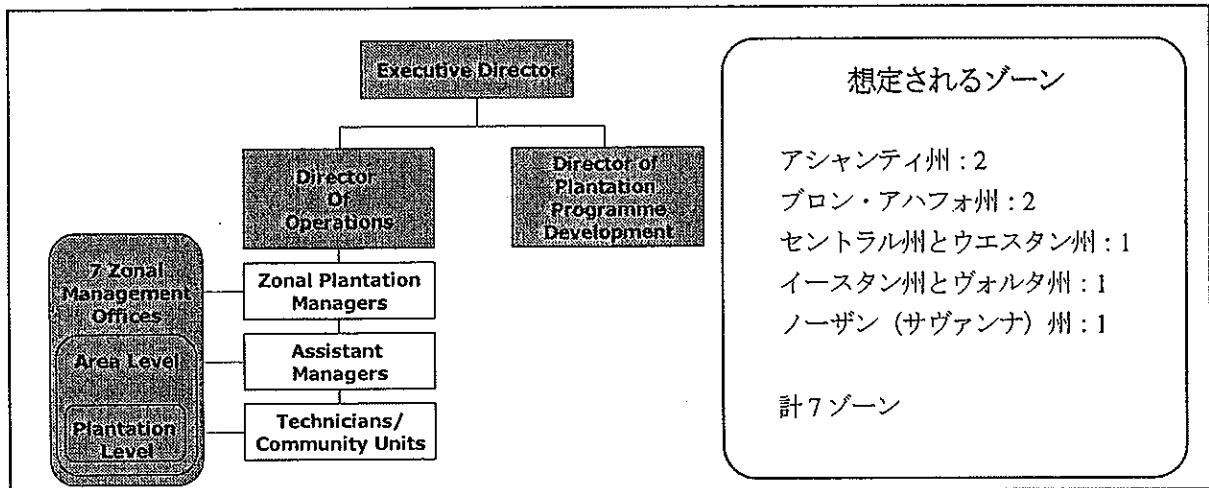
### 3. 新設予定の造林開発担当部局

新設が予定されている FC 下の造林開発担当部局は、現在 FSD の州・郡レベルの機関が担当している保全区内造林事業の責任を担うことになる<sup>1</sup>。最新の計画によれば、この部局には植林事業部門 (Planting Operations) と造林プログラム開発 (Plantation Programme Development) の 2 部門を置く構想である。造林プログラム開発部門の主な役割は、民間投資家への助言と訓練プログラムの開発である。また、植林事業部門は森林保護区内の人工林を管理する役割を担う。新部局はまた、造林管理計画の

<sup>1</sup> Plantation Strategy Development Horizontal Working Group, Forestry Commission, Nov. 2002. *Proposal for the establishment of a Plantation Development Division for the Forestry Commission.*

策定への地域コミュニティの参加を促進し、コミュニティの造林管理能力を強化することもその使命としている。

図 7-4 新設予定の造林開発担当部局組織図



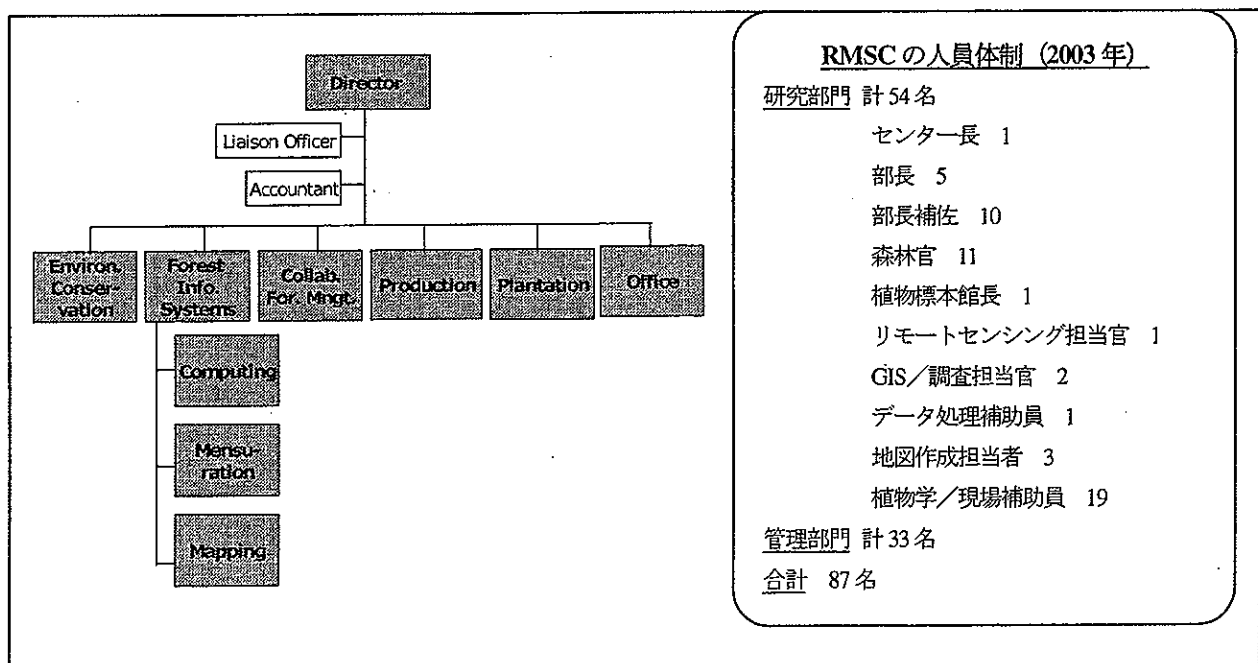
出所： Plantation Strategy Development Horizontal Working Group, Forestry Commission, Nov. 2002. *Proposal for the establishment of a Plantation Development Division for the Forestry Commission, Fig 2.* に基づく。

注： 組織改革は現在開始されたばかりであり、今後更なる変更が加えられる可能性もある。

#### 4. 資源管理支援センター

FSD は、その技術機関としてアシャンティ州クマシ市に資源管理支援センター (Resource Management Support Center : RMSC) を設置している。RMSC の目的はガーナの森林政策に沿う、効果的かつ経済的な森林管理・野生生物管理のシステムを開発し、その導入を促進し、モニタリングを行うことである。同センターは、環境・保全部、森林情報システム部、共同森林管理部、生産部、造林部の 5 技術部門から構成されている。

図 7-5 資源管理支援センター組織図

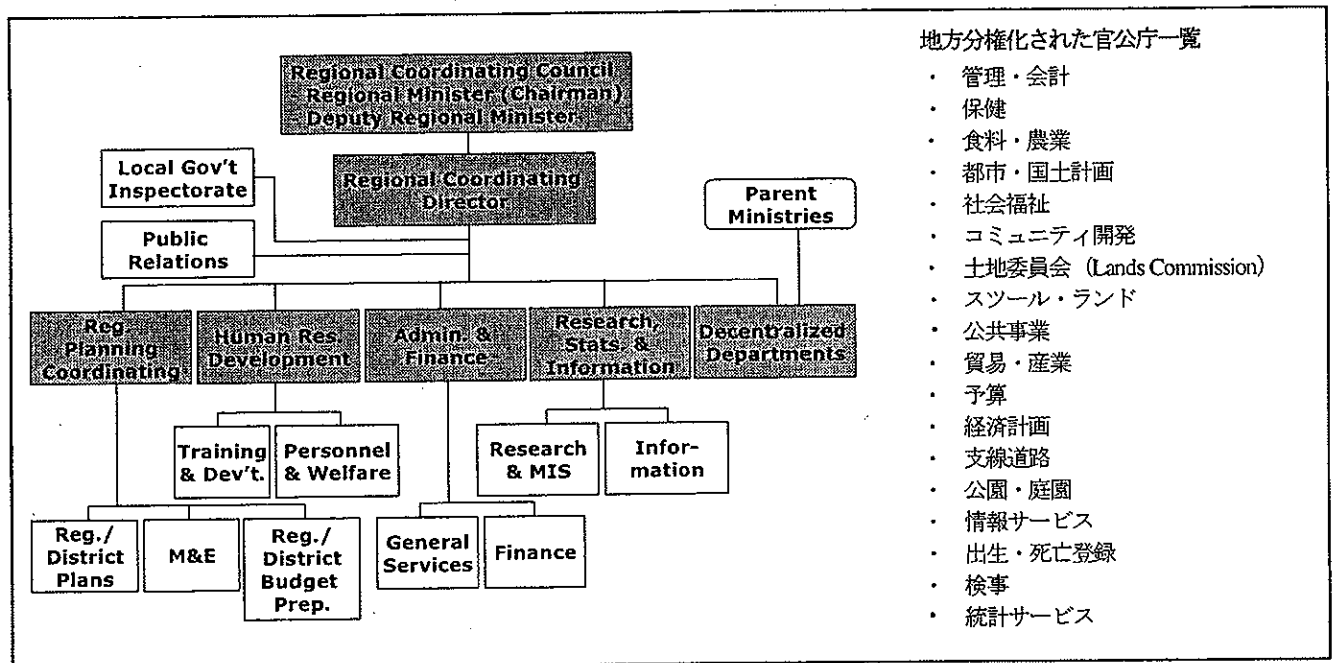


出所： RMSC 提供資料(2003)に基づき作成。

## 5. ブロン・アハフォ州議会

州レベルの自治体として、州議会（RCC）が設置されている。RCCの主な役割は、管轄内の郡の行政を調整し、そのモニタリングと評価を行うことを通じ、政府の政策が省内の各郡、また各セクターにおいて実施されることを確実にすることである。各省庁の省レベルの機関（Decentralized Departments）も形式上は州・郡政府の下にあるが、指示系統ならびに報告責任は基本的には省庁の中央と地方の間にあり、予算も本省から直接配分されるため、RCCやDAの影響力は小さい。しかしながら、議会の作業部会に省庁の郡事務所代表が参加するなどしてセクターの開発計画と自治体の開発計画の調和化を図っている。

図 7-6 ブロン・アハフォ州議会組織図



出所：ブロン・アハフォ州RCC。なお、教育、保健、林業サービスの3部門は、関連部局が半官半民の組織として再編されたため厳密には官公庁ではないが、実質的には他の省庁と同様にRCCと協調している。

## 別添 8: 合同調整委員会

### 1. 機能

合同調整委員会は年間実施計画を策定するため、少なくとも年に二回の会合を持つが、必要に応じて都度開催され、以下の役割を果たすものとする。

- a. 協議議事録 (R/D) で合意された枠組みと暫定活動計画 (PO) に基づき、プロジェクトの年次計画を策定する。
- b. 年次計画の実施状況を検討し、技術協力の進捗を確認する。
- c. プロジェクト実施中に起こった主要な問題についての意見交換を行い、対応を検討する。

### 2. 構成

#### 議長

-土地林業省 林業委員会 委員長 (Chief Executive)

#### ガーナ側メンバー

-森林サービス局局长 (Executive Director)

-森林サービス局事業部長

-ブロン・アハフォ州森林サービス局長

-スンヤニ森林事務所長

-土地林業省代表者

-財務省担当者

-食糧農業省担当者

-造林開発センター代表者

-ブロン・アハフォ州議会代表者

-その他議長が必要と認める関係者

#### 日本側メンバー

-JICA ガーナ事務所長

-プロジェクト専門家

-その他 JICA ガーナ事務所長が必要と認める関係者

注: 在ガーナ日本大使館職員がオブザーバーとして委員会に参加することもある。

## 別添 9: 参考表

表 9-1 ガーナの森林政策・森林関連法規の変遷

特徴	年	法令・政策など	意義
諮問・相談	1909	森林局設立	・ 木材貿易の規制、森林保護促進の試みの始まり。
	1927	Native Authority 法令	・ 最高首長 (Paramount Chieftaincy)、部族委員会 (Traditional Council) の形式化。
		森林法令	・ 森林保護区を設立し、管理する権限を国に帰属。
木材中心	1939	伐採権法令	・ 木材の伐採権と租税のシステムの導入。
	1948	森林政策	・ 恒久的林地の保全と管理、森林保護区外の森林の整理 (Liquidation)。
強制・一方的	1951	地方政府法令	・ 選挙による地方議会の導入。伝統的権威の減退が始まる。
	1962	土地行政法	・ スツール・ランドの管理を国に帰属 (あわせて租税収集の開始)。
		伐採権法	・ 伐採権を許可する権限、森林資源を管理する権限を国に帰属。
	1974	樹木・木材法 森林保護法	・ 有効な Property Mark を持たずに施業した場合の刑事罰。 ・ 森林局の承諾なしに森林内で活動をすることの禁止。
	1978	丸太材輸出規制	・ 14 樹種の輸出規制の導入。
	1983	野火管理法	・ 違反者の刑事罰による野火管理、郡議会による初期火災の規制と管理。
	1990	野火管理・防止法	
1993	森林委員会法	・ 森林委員会 (FC) の設立。	
協調	1994	森林・野生生物政策	・ 現在まで続く政策の導入。
	1994	樹木・木材改訂法	・ Property Mark の 2 年後との更新、許可制と税徴収による木材貿易の規制。
	1995	暫定法案	・ 森林保護区外の伐採の規制システム (農民の拒否権、作物被害の補償など)。
	1995	丸太材輸出禁止	・ 丸太材輸出の全面禁止。
	1996	森林セクター開発マスタープラン (1996-2000)	・ 森林・野生生物政策の実施戦略・実施計画。
	1997	森林資源管理法	・ 木材利用契約 (Timber Utilization Contract) の導入。
	1998	森林資源管理法 (&1999 年の同実施規定)	・ 社会的責任契約 (Social Responsibility Agreement) の導入。 ・ 伐採業者への植林義務の導入 (伐採地 1m <sup>2</sup> に対し最低 10ha)。 ・ チェーンソーによる商業用伐採の禁止。
		1999	森林委員会法
2000	造林開発基金法	・ 造林開発基金の設立 (利用は民間商業造林開発に限定)	

出所: Forestry Commission, 2001. *Ghana Wood Industry and Log Export Ban Study Final Report*. P.3, Table 1 を下に、情報を追加して作成。

表 9-2 森林・野生生物政策の目的

目的	
保全・持続可能な開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林・野生生物資源の管理と質の向上を通して、土壌と水資源の保護、生物多様性と環境の保全、自家用・商用産物の持続的生産を実現する。</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>活力があり効率的な木材産業（特に第2次・第3次加工）を奨励し、森林・野生生物資源からの木材を始めとする産物を十分に活用して、価格競争力のある質の高い製品を国内外市場に提供する。</li> </ul>
住民参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の意識の向上と、農村部住民の森林・野生生物保全への参加をとおして、生計維持システムを実現し、景勝地を保護し、娯楽・休養、観光、所得創出などの機会を拡充する。</li> </ul>
研究・技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究に基づく、技術主導の森林・野生生物の管理、利用と開発を推奨し、資源の持続性、社会経済的成長と環境の安定を実現する。</li> </ul>
組織能力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林・野生生物の持続可能な森林経営を実現するために国、州、郡レベルの能力を開発する。</li> </ul>

出所：Ministry of Lands and Forestry, 1994. *Forest and Wildlife Policy* を元に作成。

表 9-3 森林政策改革に係る最近の動き（2003年4月現在）

主な政策	現状
競争入札制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林資源管理改訂法（2000年）施行。同法律の実施規定は Attorney General's Office での審査を終え、国会に提出された。</li> </ul>
年間木材伐採量の見直し (Annual Allowable Cut)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行では森林保護区内 50 万 m<sup>3</sup>、保護区外 50 万 m<sup>3</sup> の計 100 万 m<sup>3</sup> である。保護区外の上限を 150 万 m<sup>3</sup> として AAC を計 200 万 m<sup>3</sup> とする案が提案されている。</li> </ul>
荒廃した森林保護区内の植林に係る公正な分収制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>Attorney General's Office にて審査中。ただし、大きな問題はないとして既にこの分収制度を前提として造林事業が実施されている。</li> </ul>
ロイヤルティー基準の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年4月に第一回施行（33.33%）。第二回（33.33%）を7月、第三回（33.33%）を10月に予定。1m<sup>3</sup>あたり2ドルから、最終的には11.1ドルにする計画。</li> </ul>
造林開発基金の対象者の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>造林開発基金改定法案（2002年）の国会承認。民間商業造林開発に加え、公共機関や小規模造林家も対象に加える。</li> </ul>
植林木の所有権の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林資源管理改訂法（2002年）の国会承認。国が管理している、伝統的土地所有者の土地における樹木の所有権の導入（植林木）。</li> </ul>

出所：NRMP, 2003. *Aid Memoire of the NRMP Implementation/Identification Support Mission, Feb. 5-7, 2003*、および FSD での聞き取り調査に基づく。

別添 10: 地図

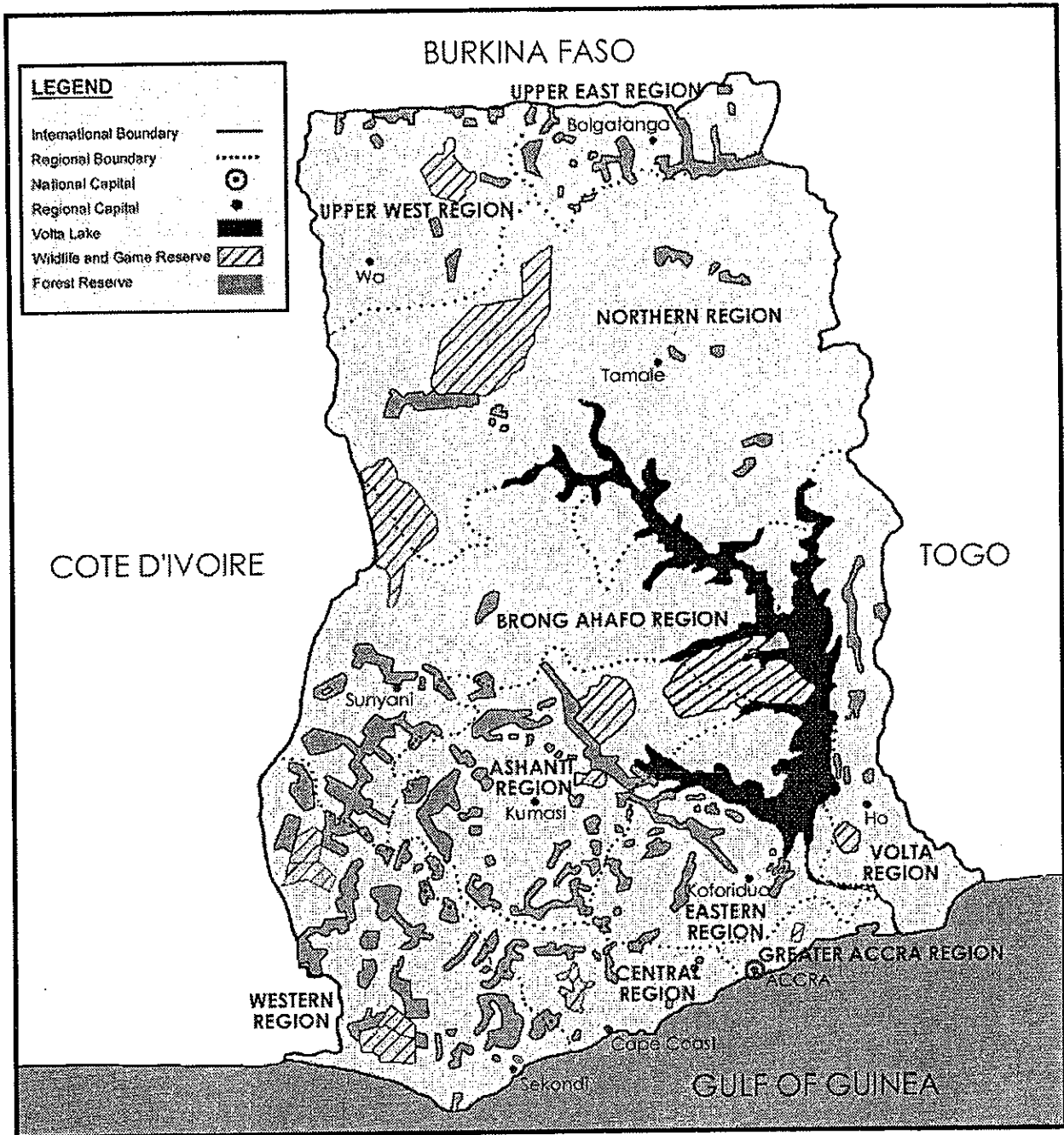


図 10-1 ガーナの森林保全区所在一覧

注： 本地図は概況理解のためのものであり、森林保全区の位置や面積は必ずしも正確ではない場合がある。

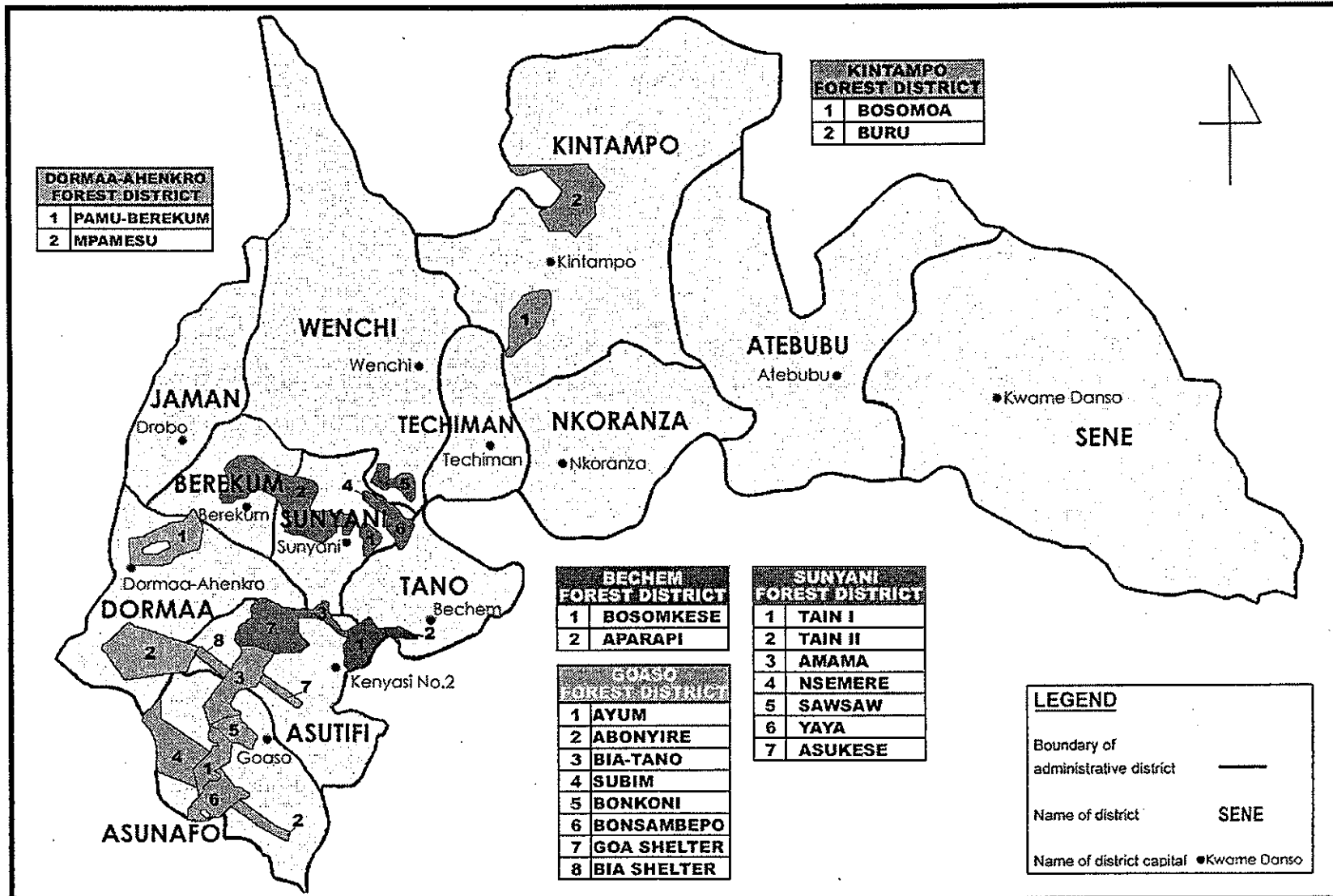


図 10-2 ブロン・アハフォ州内森林保全区一覧

注：本地図は概況理解のためのものであり、位置や面積は必ずしも正確でない場合がある。